

板倉町告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成28年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月29日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成28年3月3日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 林 武 雄 君	2 番	針ヶ谷 稔 也 君
3 番	本 間 清 君	4 番	亀 井 伝 吉 君
5 番	島 田 麻 紀 さん	6 番	荒 井 英 世 君
7 番	今 村 好 市 君	8 番	小 森 谷 幸 雄 君
9 番	延 山 宗 一 君	1 0 番	黒 野 一 郎 君
1 1 番	市 川 初 江 さん	1 2 番	青 木 秀 夫 君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成28年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年3月3日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 選挙第 1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 同意第 1号 板倉町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部改正）
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町農産物直売所設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 日程第10 議案第 1号 板倉町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第11 議案第 2号 板倉町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第 3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 4号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第 5号 板倉町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第 6号 板倉町職員定数条例の一部改正について
- 日程第16 議案第 7号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第 8号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第 9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 板倉町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 板倉町下水道条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 板倉町小口金融資促進条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第26 議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

- 日程第27 議案第18号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
 日程第28 議案第19号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
 日程第29 議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
 日程第30 議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
 日程第31 議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）について  
 日程第32 議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算について  
 日程第33 議案第24号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について  
 日程第34 議案第25号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計予算について  
 日程第35 議案第26号 平成28年度板倉町介護保険特別会計予算について  
 日程第36 議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算について  
 日程第37 陳情第1号 町道3183号線外の拡幅整備について  
 日程第38 陳情第2号 町道3123号線の拡幅整備について  
 日程第39 陳情第3号 町道1134号線の拡幅整備について  
 日程第40 陳情第4号 町道5090号線の拡幅整備について  
 日程第41 陳情第5号 町道2329号線の拡幅整備について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄君	2番	針ヶ谷稔也君
3番	本間清君	4番	亀井伝吉君
5番	島田麻紀さん	6番	荒井英世君
7番	今村好市君	8番	小森谷幸雄君
9番	延山宗一君	10番	黒野一郎君
11番	市川初江さん	12番	青木秀夫君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
町長補佐	中里重義君
総務課長	根岸一仁君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	丸山英幸君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君

産業振興課長	橋	本	宏	海	君
都市建設課長	高	瀬	利	之	君
会計管理者	山	口	秀	雄	君
教育委員 会 長	多	田		孝	君
農務委員 会 長	橋	本	宏	海	君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根	岸	光	男
庶務議事係長	川	野	辺	晴
行政安全係長兼 議事事務局書記	小	林	桂	樹

---

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（青木秀夫君） ただいまから告示第8号をもって招集されました平成28年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

なお、議場内の皆様には、携帯電話の電源が切っているかの確認をお願いします。

---

○諸般の報告

○議長（青木秀夫君） それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、陳情については、お手元に配付の陳情文書表にあるとおり、町道の整備に関する陳情が5件、議員配付のみの陳情が1件提出されておりますので、報告いたします。

次に、今定例会に付議された案件は、選挙管理委員及び補充員の選挙1件、人権擁護委員候補者の推薦2件、教育委員会委員の任命1件、専決処分事項の承認2件、条例の制定議案5件、条例の改正議案10件、規約変更に関する協議1件、補正予算議案6件、平成28年度各会計予算議案5件などであります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（青木秀夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

9番 延山宗一君

10番 黒野一郎君

を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（青木秀夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月19日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、黒野一郎君。

[議会運営委員長（黒野一郎君）登壇]

○議会運営委員長（黒野一郎君） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、2月19日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月3日から18日までの16日間です。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、選挙管理委員及び補充員の選挙、人権擁護委員候補者の推薦、教育委員会委員の任命について審議します。次に、専決処分事項について承認を行います。次に、議案第1号から議案第16号までの条例関係の議案について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、補正予算関係の議案第17号から議案第22号までの6議案については、本日の本会議では提案者からの議案説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し、審査します。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算審議、委員会採決を行います。さらに、新年度予算関係の議案第23号から議案第27号までの5議案について、本日提案者からの議案説明のみを行い、同じく予算決算常任委員会へ付託し、後日集中審議を行います。また、町道整備関係の陳情第1号から陳情第5号までを産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

第2日目の4日は、5人の議員が一般質問を行った後、補正予算関係議案の委員長報告を行い、審議決定を行います。

第3日目の5日から7日は休日を挟んで休会とし、第6日目の8日は産業建設生活常任委員会、第7日目の9日には総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

第8日目の10日から第14日目の16日までの4日間は予算決算常任委員会を開催し、新年度予算について集中的に審議します。なお、第14日目の16日には、各課の予算審議終了後に予算全体の総括質疑を行った後、委員会採決を行います。

第15日目の17日は休会とし、最終日の18日は新年度予算関係議案の議案第23号から議案第27号について、予算決算常任委員長の委員長報告の後、それぞれ審議決定を行います。

さらに、産業建設生活常任委員会へ付託した陳情5件について、委員長からの委員長報告の後、それぞれ審議決定を行います。

また、閉会中の継続調査及び審査について審議決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（青木秀夫君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から18日までの16日間と決定いたしました。

---

### ○町長の施政方針

○議長（青木秀夫君） 日程第3、町長より平成28年度の施政方針演説を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） おはようございます。立春を過ぎましてはや1カ月を経過をいたしました。まだ厳しい寒さが続いております。この辺では、つい先週の日曜日に行われた天神様の大祭があるわけでありま

すが、寒さも天神様までと昔から言われておりまして、これから日増しに春の暖かさを感じるようになるはずであります。インフルエンザも当地域では猛威とまでには至らず、ピークも過ぎつつあるとの話も聞こえておりまして、ほっとしているところであります。

また、時期的に新年会シーズンから年度末、あるいは年度初めに向けた総会シーズンになっておるわけでありまして、地域各組織の役員改正を始めとした各種会合が多い時期でございます。議員各位には、指導的立場から多忙な毎日を送られておると思っております。そんな中、本日、平成28年第1回の定例会を招集をいたしましたところ、全議員の出席をいただいたということで、お礼を申し上げます。

さて、2016年、新年早々金融市場の大荒れにより株安円高が進み、日本金融史上初の日銀マイナス金利導入等も加わり、アベノミクスに大きな不安感が漂い始めております。そんな中、2月26日、2015年、昨年に行われました国勢調査による人口速報値が発表されました。日本全体では、調査開始以来初めて人口減少に転じ、5年前の調査と比べて全体で94万7,000人程度減少をしたという報道がなされました。もっと言うと、47都道府県中39の道府県で減少し、増加はわずか8都県、平均0.7%の減少率が明らかにされたわけでありまして。我が群馬県も例外でなく、同じく国勢調査上初の200万人割れの197万3,476人、5年前の国勢調査から比較しますと3万4,592人、1.7%の減少であり、さらに当町では1万5,024人と、4.3%の減少でありました。知事の答弁によると、このまま手をこまねいていると2060年、これは約45年後ということになるわけでありまして、120万人まで落ち込む見込みであり、我が町も9,000人台までとの、いわゆる1万人割れとの推計もあるところであります。このことは、経験したことのない少子高齢化が推計どおりに進行し始めているということであり、そういった中、言いかえれば働く人の減少、これは税収の減少を意味するわけでありまして、あるいは不活性化が極端に進行する一方、社会保障関連の関連経費の増加が見込まれ、単独、広域にかかわらずのインフラ整備の負担や労働力確保のための若者対策、そして活性化確保のための少子化対策、子育て対策等々、全体的な福祉経済対策費の増大が予測されることから、さらに厳しい財政運営を全国大方の8割以上の自治体にはさらに求められるということになると言われております。

このような現況の中、中国経済の減速やオイル価格の暴落、あるいは米国経済の鈍化、さらにはI S国に端を発した中東地域の混乱等々、外的要因により、目標成長率の2%の達成に赤信号がつつある現在、実質賃金もマイナスから依然として脱出できない状況が並行して続いております。加えてトリクルダウン効果の踏み絵である春闘の季節に今年ももう入っておりますが、昨今の金融の状況から、企業の対応がどのような結果になるのか注目をされているところであります。導入を公約し、収入を前提とした予算編成が行われた国の平成28年度予算の前提となるいわゆる消費税増税ができるのかどうか、消費税増税を考慮し、収入を前提として予算組みをしたわけでありまして、そういった意味で消費税増税ができるのかどうかも含め、複雑不安要素が増大している現状と言えようかと思っております。

そのような中、当町、平成28年度一般会計予算につきましては、私の基本方針として既に着手しておりますハード面の整備における庁舎建設、八間樋橋、国道354号バイパス延伸、生活道路等各進捗状況に対応する予算、さらには中央公民館大ホール天井改修に要する予算等々があるわけでありまして、またソフト面として、地方創生施策に分類されるといいますか、企業商業誘致、あるいは住宅販売に関する予算、子供、高齢者、障害者福祉に要する予算、防災力、健康増進、あるいは産業振興、平地観光活性化等々に関する予算等を重点的歳出項目として、その他合わせての64億2,200万円を歳出必要額としたものであります。これ



に伴う歳入見込み額を検討した結果として、前年対比町税250万円、0.1%の微減、地方交付税6,000万円、4.8%の減、国庫支出金837万円、1.7%減、分担負担金等々162万円、3.3%の減等々が見込まれる中、庁舎建設等に対する予算的対応として、繰入金6億232万円の増、これは117%増ということです。あるいは、町債4億2,540万円増、136%増を収入措置とすることにより、歳出全体64億2,200万円に合わせた収入予算としたものであります。全体として、前年度対比10億7,200万円の、これは20%増額予算ということになります。その他、特別会計におきましては、後期高齢者特別会計1億3,340万円、2%の減、国民健康保険特別会計22億5,968万円、2.1%の増、介護保険特別会計12億2,853万円、7.7%の増、下水道事業特別会計1億8,619万円、3.1%増であり、水道事業会計が3市5町水道企業団に移行したことに伴う一般会計ほか4特別会計合計予算額は102億2,980万円になるわけであります。

現在町ではご承知のとおり、4年を通して行政区の再編を手がけてまいりました。各歴代の区長さんを含む行政区、区長会の自主的な検討を加えていただき、それらを踏まえて細部の課題を一部残しながらも、4月1日の新しい出発に向けて最後の努力をいただいております。今後一定の期間をかけながら、統合してよかったと言えるよう、さらに細部の諸問題について努力をしてみたいと思っております。

また、小学校再編につきましても、各種各層から構成されました検討委員会においてさまざまな角度から議論、検討いただき、平成30年に北小学校を西小学校に、平成32年に南小学校を東小学校に統合することが答申をされ、現在統合に対しての具体的問題点を整理解決するための方策の具体化を協議する準備委員会が進行中でありまして、次世代といえますか、次代を背負う子供たちの教育の問題ですので、慎重に対応していきたいと思っております。

そして、庁舎建設の関係であります。8回の基本計画検討委員会で当町の現状、将来の予測を踏まえての新庁舎のあるべき姿を検討いただいたわけでありまして。敷地面積、必要面積、必要延べ床面積とでもいいでしょうか、全体予算投入額、あるいは町民のための使い勝手のよい、また職員のための同じく使い勝手のよい庁舎の内容全般の大枠を決定をいただき、さらに建設委員会を通して設計会社と協議を重ね、現在完成予想図が関係者にはありますが、示された状況にあり、引き続き改善点を模索しながらの本設計に入っておる状況であります。途中日総建の問題、あるいは昨年暮れの住民発議による本件に対する影響等、一山、二山あったわけでありまして、それらについては十分議論をいただいた上、全員賛成のもと今日まで進んでおるわけでありまして、ただ今の時点で残念ながら、用地取得について敷地内1筆だけ交渉中の案件が進行中でありまして、これらの進捗状況等のガラス張り化も含め、これからの進捗状況のまさにガラス張り化、あるいは慎重な手順を踏まえ、秋口着工に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

住民発議の件につきましては、新聞報道のとおり、青木秀夫氏ほか600余名の申請手続全て合併特例法に照らし合法と認め、法で定める手順に沿って淡々と進めております。報道のとおり、1月4日、相手先である館林市長に申請受け付け、首長として私が申請内容を文書をもって照会し、一昨日、3月1日に正式に文書により館林市議会に付議する旨の回答を市長からいただいたところであります。これにより、町としては板倉町議会に法にのっとって付議することになりますので、その旨を議長に既に伝えたところであります。両議会とも、法定協議会の設置に同意するか否かの議論を開始することになるということでありまして。法で定められた期間内に議論をし、結論を出していただきたくお願いをいたしますとともに、さらにその先も法

に従って進めてまいりたいと思います。

地方創生の取り組みに対してですが、前述しましたとおり、新年度の予算編成に反映はいたしております。原則として狙いはソフト事業が柱になっておりますので、幸いそういう意味では、ニュータウン政策は最終的に人口増、これは移動、定住、そういった人口増を踏まえた自治体の財政力向上に観点があるわけであり、あるいは視点があるわけであり、既に約20年にわたって紆余曲折はあるわけでありますが、進めている政策でありますし、また中途半端では終われない事業であります。

さらに言えば、農業立町では町の財政力はつかないとの過去の町の判断から、広大な農地を潰してのニュータウン政策であったと言えようと思いますので、そういった基本的な町の流れの中で、産業振興は商工業者や農業者の意識、やる気とでもさらに言いかえることはできるわけでありますが、なくして振興策もあり得ないと思っております。産、学、官、民、金、金融、5つの大枠でのくくりの中のそういった連携のもと、ぜひ各業界、自分のこととしても含めて、真剣にお取り組みいただき、今後に生かせればと思っております。同時に、展開しなければならない人口問題、増加策であります。現在行っている事業の充実をさらに進めること、高めることで、子供を産みやすい、育てやすい、学びやすい、若い世代の働きやすい環境が整うものと確信をしております。要は、その基本となる町の体質強化を今まで以上に進めなければならないと思っておりますので、今年度も全力で対応していく所存であります。そのような意味合いからも、議員皆様各位におかれましても、二元代表制の重要な立場に立っていることを再認識していただき、今までよりもさらに財政論に基づいた具体的議論の提案をお願いをしたいというふうに思っております。

今議会、議案1号から27号まで慎重にご審議いただき、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。所信の表明というふうになったかどうか分かりませんが、今の時点の現状の報告と、今後に対しての考え方を申し上げさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（青木秀夫君） 町長の施政方針演説が終わりました。

---

#### ○選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（青木秀夫君） これより提出された議案の審議に入ります。

日程第4、選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員には、板倉町大字板倉

大橋登君、板倉町大字岩田

川野辺純一

君、板倉町朝日野 山内正充君、板倉町大字大高島 小野田國雄君、以上の諸君  
を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸君を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大橋登君、川野辺純一君、山内正充君、小野田國雄君、以上の諸君が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員の指名をします。

順位 1 番、板倉町大字板倉 田部井治君、順位 2 番、板倉町大字西岡 奥澤洋二君、  
順位 3 番、板倉町大字飯野 稲村茂君、順位 4 番、板倉町大字海老瀬 高山弘文君、以上  
の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸君を補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました田部井治君、奥澤洋二君、稲村茂君、高山弘文君、以上の諸君が補充員に当選されました。

---

#### ○諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

#### 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（青木秀夫君） 日程第 5、諮問第 1 号及び日程第 6、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について、2 議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 諮問第 1 号、同じく第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦ということでもあります。この 2 件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦に関します案件で関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

まず、諮問第 1 号であります。その職にありました東地区の眞住勝康君が自己都合によりまして、去る平成 27 年 10 月 31 日をもって委嘱を解かれておりますので、現在欠員となっております。その欠員に伴う後任者の推薦であります。後任として江田常一君、生年月日、 住所大字海老瀬 を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項に規定により、議会の意見を求めるものであります。江田常一君は、人格識見ともに高く、民生委員や行政区の役員を務めるほか、いわゆる水塚の代表的な町の財産というか、それをお持ちのお宅で、そういう意味では名の通られたおうちの現在世帯主ということになってい

るのだらうと思っております。人格識見ともに高く、民生委員や行政区の役員を務めるなど、町行政にも精通していることから、適任者として選任したいと思います。

次に、同じく2号でございますが、現在同じくその職にありました南地区の小野田早苗さんが来る平成28年6月30日をもって2期6年の任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。後任として、齋藤雅也君、生年月日 住所大字大高嶋 を推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。齋藤雅也君は、人格識見ともに高く、安全協会の副支部長を務め、広く社会の諸事情に通じ、地域社会で信頼も高いことから適任者として選任したいと思います。

よろしくご審議の上、2件ともご同意賜りますようお願いを申し上げます。これについては、課長の説明は改めてこれ以上のものはございません。よろしくお願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問2議案については、質疑、討論を省略し、採決することにいたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

初めに、諮問第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり採決されました。

次に、日程第6、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○同意第1号 板倉町教育委員会委員の任命について

○議長（青木秀夫君） 日程第7、同意第1号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同意第1号 板倉町教育委員会委員の任命についてということであります。本案は、板倉町教育委員会委員でありました小島正盛君から一身上の都合により退職願が提出され、平成28年1月31日付をもって辞任をされました。これに伴います後任の人事でございます。後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、小島勝行君、生年月日 住所板倉町大字西岡新田

を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を

求めるものでございます。小島勝行君は、昭和50年4月に教員として奉職をして以来、教職を勤め、西小学校、北小学校教頭を経て、平成25年3月退職をいたしました方であります。

なお、小島勝行君の任期は、小島正盛君の残任期間となる平成31年9月30日まででございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

本案につきましても、課長の説明はございません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案についても質疑、討論を省略し、採決することにいたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部改正）

○議長（青木秀夫君） 日程第8、承認第1号 専決処分事項の承認についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部改正）についてでございます。

本案につきましては、平成28年度与党税制改正大綱におきまして、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されました。そのことを受け、地方自治法第179条第1項の規定により、板倉町税条例を平成27年12月28日付で専決処分したものであります。今回の改正内容でございますが、町民税及び特別土地保有税の減免申請者に個人番号記載をしないとしたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この内容、今申し上げましたものが全内容でございますので、改めての課長の説明は予定をいたしておりません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより承認第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。  
これより承認第1号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。  
よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町農産物直売所設置及び管理に関する条例の一部改正）

○議長（青木秀夫君） 日程第9、承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町農産物直売所設置及び管理に関する条例の一部改正）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく承認の第2号であります。専決処分事項の承認についてということでありま  
す。内容は、板倉町農産物直売所設置及び管理に関する条例の一部改正を専決処分させていただいたところ  
であります。

本案につきましては、板倉町農産物直売所施設の指定管理者の公募等を行うため、板倉町農産物直売所設  
置及び管理に関する条例におきまして改正の必要が生じたので、平成28年1月25日に専決処分をさせて  
いただいたものであります。今回の主な改正でございますが、指定管理者に板倉町農産物直売所施設の適正  
な管理・運営を行わせるため、第4条第1項に次のただし書きを加え、「ただし、町長が必要と認めるとき  
は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、同項に規定する指定管理者に直売所の管理を行わせるこ  
とができる。」とするものであります。

また、第5条に指定管理者が行う業務として、第1号に直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務、  
第2号に地場産農産物の販売に関する業務、第3号に同じく地場産農産物等の加工品の提供・販売に関する  
業務、第4号に板倉町のPRに関する業務、第5号に集客事業に関する業務、第6号にその他町が必要と認  
めた業務を加えるものです。なお、公布の日につきましては、専決処分と同日の平成28年1月25日からであ  
ります。

以上のとおりとなっておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、課長の説明は予定をいたしておりません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。  
承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

○議案第1号 板倉町行政不服審査会条例の制定について

議案第2号 板倉町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について

議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（青木秀夫君） 日程第10、議案第1号 板倉町行政不服審査会についてから日程第12、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、議案第1号から同じく3号までの3件は関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第1号 板倉町行政不服審査会条例の制定についてでございます。

本案につきましては、行政不服審査会の審査法の全部改正に伴い、同法第81条第1項の規定に基づき、行政庁の処分または不作為に対する審査請求の調査審議を行う機関として板倉町行政不服審査会を設置するため、制定するものであります。

以上の内容が議案第1号であります。

続いて、議案第2号 板倉町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてであります。

本案につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法第38条第6項の規定に基づき、提出書類等の写しの交付を受ける審査請求人または参加人から手数料を徴収するため、地方自治法第227条の規定に基づき、いわゆる手数料の徴収を制定するものであります。

同じく、続いて、議案第3号であります。同じく行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本案につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、現行法における不服申し立て手続のうち異議申し立てが廃止され、審査請求にいわゆる一元化されたことなどによりましての関係条例の所要の改正を行うものであります。異議申し立てが審査請求というものに言葉の置きかえになるというものであります。

以上、議案第3号についてでございます。

以上、審議していただきたく、議案第1号から議案第3号までを一括してご説明を申し上げましたが、細部につきましては担当課長より要点を絞ってご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りま

すようお願いを申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） それでは、細部につきまして、議案第1号から3号までご説明をいたします。

これにつきましては、平成28年、今年の4月1日に施行されます改正行政不服審査法、これから略しまして改正法と申し上げますが、これに伴う議案ですので、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第1号 板倉町行政不服審査会条例の制定についてですが、先ほどの町長説明にもありましたように、新しく設置する行政不服審査会についての規定であります。その中の第1条で設置、2条で組織として3人の委員について規定しています。続く第3条で委員の活動内容や任期について、4条、5条では会長及び専門委員につきまして規定し、第6条から9条にかけましては会議のあり方や庶務、罰則等について規定をしております。

次に、議案第2号 板倉町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてですが、改正法によりまして審査請求人は資料などの写しの交付をこれから求めることができるようになります。そこで、第2条、3条では、その際のコピー機を使ったときの手数料といたしまして、白黒コピーを10円、カラーコピーを50円とするとともに、第4条で手数料の減免について規定をしております。

最後に、議案第3号になりますが、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてです。

改正法の施行に伴いまして、改正が必要となる条例が6件該当しておりまして、これらの一部改正を一括して行うものでございます。改正の主な点のまず1つ目といたしましては、行政不服審査会の設置に伴い、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の中に審査会委員への報酬規定を追加改定するものです。

また、2つ目の大きなものといたしましては、板倉町税条例及び板倉町固定資産評価審査委員会条例、それと板倉町情報公開条例、それと板倉町個人情報保護条例、それと板倉町情報公開個人情報保護審査会条例のそれぞれの中で記述をされております不服申し立てを審査請求という文言に改める改正でございます。

以上、2つの主要な改正のほかにも条ずれや他の文言の改正など、所要の改正を行うこととなっております。

以上、議案第1号から3号までを一括してご説明申し上げました。

どうぞよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

初めに、議案第1号 板倉町行政不服審査会条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。



これより議案第1号について採決いたします。

議案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第2号 板倉町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方、挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第4号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

○議長（青木秀夫君） 日程第13、議案第4号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第4号の板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、地域再生法の一部を改正する法律が平成27年8月10日に施行され、地域再生制度の支援措置が強化されたことに伴う新条例の制定でございます。この法律の改正により、地方公共団体が作成する地域再生計画にその地域において本社機能を有する設備を整備する事業を位置づけ、その事業に関する計画について、都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、固定資産税の課税の特例を講ずるものでございます。

群馬県では、既に本町を含む県内26市町村を地方活力向上地域に指定した地域再生計画を国に申請中であり、平成28年3月中にも認定される見通しであることから、地方税の優遇措置として固定資産税の不均一課税を実施するために必要な条例の制定をしております。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） それでは、議案第4号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、先ほど町長のほうから説明がありましたとおり、地方再生法の一部を改正する法律のほうは改正されております。それに伴いまして、地域再生制度の支援措置が強化されたことによりまして、板倉町においても地方税の優遇措置を行うために今回新たな条例を制定するものでございます。

条例のほうの内容ですけれども、2条につきましては対象となる施設を掲げております。3点ほどございますが、1点目としまして、地域再生計画の告示日から平成30年3月31日までに特定業務施設整備計画を申請して、県に認定を受けた事業者であること、それと2点目としまして、地域再生計画の認定を受けた日の翌日から2年を経過するまでに施設に要する償却資産を新設または増設した事業者であること、それと3点目としまして、土地については地方再生計画の公示日以降に取得し、かつ取得した日の翌日から起算して1年以内に家屋等の建設に着手した事業者であることなどが条件となっております。3条につきましては、不均一課税の税率を定めたものでございますが、法17条の2第1項第1号に係る事業ということで、これは東京23区内にある本社機能を移転し、施設を整備する場合がありますが、これにつきましては、開始年度につきましては課税免除、第2年度は4分の1、第3年度は4分の2を固定資産税の税率1.4%に乗じた税率とするものでございます。法17条の2第1項第2号に係る事業、これにつきましては、地方にある本社機能を拡充し、施設整備する場合がありますけれども、これにつきましては開始年度は課税免除、第2年度は3分の1、第3年度は3分の2を固定資産税の税率1.4%に乗じた税率とするものでございます。なお、施行日につきましては、平成28年4月1日からとなります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。  
これより原案第4号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第5号 板倉町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

○議長（青木秀夫君） 日程第14、議案第5号 板倉町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第5号であります。板倉町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてであります。

本案につきましては、平成26年6月の消費者安全法、これは平成21年法律第50号ということになりますが、一部改正に伴い、同法第10条の2第1項の規定により、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理、その他内閣府令で定める事項を条例で定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものであります。

細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

〔戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇〕

○戸籍税務課長（丸山英幸君） それでは、議案第5号 板倉町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

現在板倉町におきましては、平成23年度から板倉町消費生活センター設置規則に基づきまして、各種相談業務を行っているところでございますけれども、先ほど町長のほうからの説明のとおり、平成26年6月に消費者安全法が改正されました。それに伴いまして、板倉町におきましても新たに条例を制定するものでございます。

第1条については、消費者安全法に基づき、どこに住んでいても一定の質の消費生活相談を受けることができるような体制を実現するために、全国的に条例で定めることとしたものでございます。第2条につきましては、センターの名称及び住所等について告示をする規定を定めたものになります。第4条につきましては、消費生活相談員の配置ということで、消費生活センターにセンター長とそれに必要な職員を配置することを定めたものでございます。第5条につきましては、職員に対する研修ということで、相談員の資質の向

上のために研修の機会を確保することを定めたものでございます。第6条につきましては、情報の安全管理ということで、相談等で得られた情報について適正な管理を講ずることを定めたものでございます。なお、施行日につきましては、平成28年4月1日からとなります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第6号 板倉町職員定数条例の一部改正について

○議長（青木秀夫君） 日程第15、議案第6号 板倉町職員定数条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第6号 板倉町職員定数条例の一部改正についてでございます。

本案につきましては、根拠法令の改正による所要の改正に合わせて職員定数の削減を行うものであります。

具体的に1点目は、条例の根拠法の一つである農業委員会等に関する法律が改正されたため、条文を整合させるものであります。2点目は、群馬東部水道企業団の設立により、板倉町水道事業が廃止されるため、公営企業管理者の事務部局の職員定数を削除するものであります。3点目は、町長部局、教育委員会部局の職員定数を見直し、現在の実職員数と条例定数との差を減らすため、条例定数合計180人としているものを165人とするものであります。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定を賜るようお願いを申し上げます。

この件につきましては、申し上げましたとおりでございますので、課長の説明は改めて予定をしております。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○7番（今村好市君） 根拠法令である何点かの改正は理解できるのですが、水道事業に伴う企業団設置に

より定数削減ということですが、現在のいわゆる公営企業の職員が、特に水道関係、何名いて何名削減するのか、それと伴って課の設置条例は改正をしないのかどうか、しなくていいのかどうか、その2点お願いします。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） まず、1点目の公営企業の人数ですけれども、条例上、現在10名になっております。実際的には、公営企業、3名ということで水道のほうはなっております。それと、課設置条例につきましては、今回は改正は必要ないというふうに考えております。

○議長（青木秀夫君） 今村議員。

○7番（今村好市君） 定数上は10名で、実際の職員3名ということで、今回の削減については10名を削減するのではなくて、実際そこに当たっていた職員数3名を削減をするという考え方でよろしいのでしょうか。

それと、課の設置条例必要なしということなのですが、水道事業が環境水道課から企業団になってしまいますので、環境水道課という名称で果たして町民に対して理解ができるのかどうか。新しく企業団の窓口がしっかりとできるわけですので、環境水道課の水道の関係の事業についてはどのように対応するのか、名称そのままでいいのかどうか。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） まず、人数の関係ですけれども、条例上は3名ではなくて10名減らすという計算で組み上げております。

それと、課の名前に関しましては、環境水道課ということで現在動いているわけなのですが、来年度水道関係自体は太田のほうに統合になりますが、1年間の経過措置的なことでいろいろ町民のほうの相談にも乗るということで考えておりますので、課名としましては、来年度は現在のままで対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（青木秀夫君） 今村議員。

○7番（今村好市君） 10名そっくり減らすということで、職員全体の人数を133人から130人ということで、減らすのは3名ですよね。そのほか必要なところが出てくるので、やりくりをした中で最終的には3名しか減らないという理解でいいのかどうか。

それと、先ほどの窓口はしっかりもうできるのだと思うのですが、いろいろな相談的なものを受け付けをするということで、水道に関しては課の中に多少職員を対応しておくということだと思うのですが、この際しっかりともう移行するのであればするようにその辺はちゃんとしたほうが私は、窓口もそっちに行くわけですから、そっちで対応したほうがいいのかなと思うのですが。それと、ただ課の名前だけではなくて、業務内容が条例の中にはうたってあると思いますので、今までの業務内容をそっくり環境水道課がやるということにはならないというふうに私は理解するのですが、その辺、できれば今回と一緒に改正をしたほうがわかりやすいのかなと思ったのですが、間に合わなければその辺は時期を見てきちんとやはり整理をしておく必要があると思いますが、見解をお願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今村議員のご指摘については、十分理解ができる面もあります。

それと、先ほど課長が答弁した、ある意味での移行的期間ということで、来年の今ごろにはやはり途中の問題点等々が解消されるということを前提に、そういった必要性も出てくるのかなというふうに思います。いわゆる基本的にはまだというか、今現状は環境水道課のそこに駐在というか、やや近い場所にも、そういう形で置いてあるのでしょうか。そういったこともありまして、完全にぱっと独立させてしまうよりも、移行期間でちょっと見て、来年そういった指摘の問題等も十分考えられますので、次年度に向けて貴重な提案というふうに考えてみたいというふうに思いますが、ご理解いただけますればありがたいというふうに思います。

○議長（青木秀夫君） よろしいですか。

今村議員。

○7番（今村好市君） 時期を見て、そういう時期が来ましたらなるべく早い時期にしっかり移行するというのも、企業団も町も条例で決めているわけですから、窓口は窓口として、そっちを充実する方向で、既存の町の課の設置条例や組織上の問題についてはやはりきちんと整理をすることがいいと私は思いますので、提案をしておきます。

丸々1年ということではなくて、6月でも9月の議会でも結構ですから、そういう時期が来た時点で早急に整理をする必要があるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（青木秀夫君） ほかにありますか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方、挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第7号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第8号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例等の一部改正について

議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（青木秀夫君） 日程第16、議案第7号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第18、議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいま議長のほうから指示されましたとおり、議案第7号から議案第9号までの3件は関連がございますので、一括説明をいたします。

初めに、議案第7号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年8月の人事院勧告及び同年10月の群馬県人事委員会勧告において、民間給与との格差を埋めるため、今年度の給料月額及び勤勉手当の額を引き上げるよう勧告がなされたこと並びに平成26年8月の人事院勧告及び平成27年10月の同じく群馬県人事委員会勧告において、世代間及び地域間の給与配分を見直すため、給与制度の総合的見直しを実施するよう勧告がなされたことに鑑み、本町におきましても民間給与との格差に基づく給与改定及び給与制度の総合的見直しを実施するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、給料表の改正並びに勤勉手当及び単身赴任手当の額の引き上げ並びに地域手当の支給割合の引き上げを行うとともに、管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務の範囲を広げ、単身赴任手当の支給対象となる職員の範囲を広げ、給料表の改正に伴う激変緩和のための経過措置を平成30年3月31日まで実施することとし、あわせて平成18年から実施している給与構造改革に伴う経過措置を廃止するものであります。

以上、議案第7号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

次に、議案第8号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例等の一部改正について及び議案第9号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案第8号及び議案第9号につきましては、国において、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要があるとの考えから、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法案とともに、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法案が国会に提出され、可決、成立したことに鑑み、本町におきましても、一般職の職員の給与改定に伴い、町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、それぞれの期末手当の支給月数を年間で0.1月分引き上げるものでございます。

以上、議案第8号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例等の一部改正について及び議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明を申し上げます。

以上、議案第7号から議案第9号までを一括してご説明申し上げたわけではありますが、これについてはまさにお聞きをいただいたとおりでございますので、改めての課長の説明は予定をいたしておりません。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

初めに、議案第7号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

- 議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。  
これより議案第7号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。  
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第17、議案第8号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

- 議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

- 議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。  
これより議案第8号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。  
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第18、議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

- 議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

- 議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。  
これより議案第9号についての採決をいたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。  
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。  
ここで休憩したいと思いますので、10時35分から再開いたします。

休 憩 （午前10時23分）

---

再 開 （午前10時35分）

- 議長（青木秀夫君） 再開いたします。



---

○議案第10号 板倉町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について

○議長（青木秀夫君） 日程第19、議案第10号 板倉町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第10号であります。板倉町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正についてであります。

本案につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律、行政不服審査法及び学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本町におきましても関係条例の規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、降任、免職、休職の手続等を定めております板倉町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例におきまして、新たに降給の事由、手続等を規定するとともに、人事行政の運営等の状況の公表事項を定めております板倉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例におきまして、公表事項について、人事評価、休業、退職管理の追加と勤務成績の評定の削除を行い、あわせて法改正に伴う条文の文言の改正を行うものであります。

以上、申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第11号 板倉町下水道条例の一部改正について

○議長（青木秀夫君） 日程第20、議案第11号 板倉町下水道条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第11号、板倉町下水道条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、下水道法施行令の一部改正及び今年4月1日から群馬東部水道企業団において、3市5町の水道事業の経営に関する事務を共同処理することに関連する一部改正でございます。

1点目の下水道施行令の一部改正に伴う改正でございますが、排水の数値基準の一部が改正されたことに伴い、板倉町下水道条例に規定している当該数値基準を改正するものでございます。

2点目の群馬東部水道企業団に関連する一部改正でございますが、本年4月1日から板倉町水道事業を群馬東部水道企業団へ移行することに伴い、板倉町給水条例を引用する規定について、一部改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、同じく決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第12号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

議案第13号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について

○議長（青木秀夫君） 日程第21、議案第12号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について及び日程第22、議案第13号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第12号から同じく議案第13号までは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法が改正され、これに伴い、平成28年2

月5日、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、国の省令が改正されたための条例改正であります。いわゆる上位法の改正に伴う改正でありますので、一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第12号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、国の省令で規定された指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、改正を行うものであります。

改正の内容としては、これまで通所介護は県条例で規定されたサービスでございましたが、小規模な通所介護事業所、利用定員18人以下、これは地域密着型通所介護と呼ばれているものであります。つきましては、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、市町村が指定する地域密着型サービスに位置づける改正がされたところであります。

これに伴い、本条例につきましては、地域密着型通所介護に関する基準を新設するものでございます。

基準を新設するに当たり、国の省令を基準として定めませんが、記録の整備で規定する利用者に対するサービス等の提供に関する記録の保存期間につきましては、県条例及びこれまでの町条例と同様に、国の省令の2年間から5年間へと延長し、定めるものであります。また、新設された地域密着型通所介護に、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議を設置する基準が設けられ、認知症対応型通所介護にも同様な運営推進会議の設置を義務づける改正がされたため、同じく改正するものでございます。

以上、議案第12号についてご説明を申し上げます。

次に、議案第13号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、国の省令で規定された指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、地域密着型通所介護が新設され、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議を同じく設置する基準が設けられました。これに伴い、介護予防認知症対応型通所介護にも同様に運営推進会議の設置を義務づける改正がされたため、改正を行うものであります。

以上、議案第13号についてご説明を申し上げます。

議案第12号から第13号までを一括してご説明を申し上げますが、課長の改めての説明はございませんが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

初めに、議案第12号、板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第13号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第14号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正について

○議長（青木秀夫君） 日程第23、議案第14号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第14号であります。板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正についてご説明をいたします。

本条例は、板倉ニュータウン産業用地等の企業誘致促進を目的として、進出企業に対し町独自の各種優遇措置を講ずるものですが、今般、各種措置のうち産業用地進出企業に対し、業種に応じて固定資産税額の10%または15%分を5年間交付する産業施設立地促進奨励金、以降は奨励金と申し上げますが、その奨励金について一部改正を行うものであります。

本議会に上程し、先ほど可決いただきました板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定を受けまして、当該条例第2条で規定する固定資産税の不均一課税の対象となる部分については、不均一課税の対象となるそのものを優先して適用させるため、業種を問わず奨励金の対象から外すものであります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

これについても、そういったことでありますので、担当課長の説明は改めて予定しておりません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第15号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

○議長（青木秀夫君） 日程第24、議案第15号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第15号であります。板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてであります。

本案は、板倉町小口資金融資促進条例の基本事項を規定する群馬県小口資金融資促進制度要綱がこの先の4月1日、平成28年4月1日に改正されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものであります。具体的な改正箇所は5点でございます。

まず、1点目といたしましては、第2条に規定する、融資対象となる中小企業者の対象外について、新たに特定遊興飲食店営業を加え、また既に規定されている接客業務受託営業の号を第11号から第13号にするものであります。

また、2点目の改正につきましては、中小企業者と同様に小規模企業者につきましても、風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律に規定する風俗営業等、並びに板倉町暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等を対象外とすることを追加するものでございます。

次に、3点目、4点目ですが、どちらも条例の附則に係る部分でございます。3点目は、借換制度が利用できる融資の申し込み期間を現行よりさらに1年延長し、4点目は融資期間を延長することができる借り入れ融資の対象年度と、その延長を申請できる期間をそれぞれ1年ずつ延長するものであります。

5点目も条例の附則に係る部分であります。第3条第3号に規定する出捐金額に応じた特例保証枠の限度について、協会の基金財産の増加及び近年の保証動向等から、当面の間適用しないとする申し出が協会よりあったため、その旨の附則を加えるものであります。いわゆる借り入れ希望側に対して、より有利な方向へ改正をするということでもあります。

以上、申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

これについても、同じく担当課長の説明は準備をいたしておりません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○議長（青木秀夫君） 日程第25、議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第16号であります。群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてということであります。

本案につきましては、群馬県東部水道企業団が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、群馬県市町村総合事務組合規約別表第2の5の項の事務、これは非常勤職員に係る公務災害補償事務であります。その共同処理を行うための規約の変更であります。

一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の構成市町村と協議を行うこととなっておりますので、お諮りをするものでございます。関係市町村全部同じ議案でお諮りをするということであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

これにつきましても、お聞きのとおりでございますので、担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

議案第18号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第19号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（青木秀夫君） 次に、日程第26、議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第31、議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの6議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、議案第17号から議案第22号まで一括して説明をさせていただきますので、しばしの間、結構なページ数ありますので、ご清聴をいただきたいと思います。

初めに、議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,811万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を58億6,221万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、町税に28万7,000円、地方交付税に359万1,000円、国庫支出金に845万9,000円、財産収入に3万円、寄附金に210万7,000円、繰越金に6,462万8,000円、諸収入に90万5,000円をそれぞれ追加をし、分担金及び負担金から186万9,000円、県支出金から1,808万4,000円、繰入金から7,967万1,000円、町債から1,850万円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、総務費に1,586万円、民生費に2,972万8,000円、商工費に100万5,000円、教育費に50万1,000円をそれぞれ追加をし、議会費から470万円、衛生費から462万8,000円、農林水産業費から1,805万2,000円、土木費から5,215万1,000円、消防費から409万1,000円、公債費から158万9,000円をそれぞれ減額をするものでございます。また、繰越明許費、債務負担行為、地方債につきましても所要の補正をするものでございます。

以上が平成27年度一般会計補正予算（6号）についての説明となります。

続いて、議案第18号の平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ574万5,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ1億3,401万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金に50万8,000円を追加をいたしまして、後期高齢者医療保険料から546万2,000円、繰入金から79万1,000円をそれぞれ減額をするものでございます。

歳出につきましては、総務費から79万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金から495万4,000円をそれぞれ減額をするものでございます。

以上が平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

次に、議案第19号につきまして、平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,516万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億8,131万2,000円とするものであります。歳入につきましては、前期高齢者交付金に7,156万5,000円、共同事業交付金に3,159万2,000円、財産収入に1,000円、繰入金に2,412万7,000円、繰越金に3,883万4,000円をそれぞれ追加をいたしましたものであります。また、国庫支出金から628万6,000円、療養給付費等交付金から5,609万円、県支出金から858万2,000円をそれぞれの項目から減額をするものでございます。

歳出につきましては、保険給付費に1億1,195万6,000円、共同事業拠出金に119万6,000円、基金積立金に2,000円をそれぞれ追加をいたしまして、総務費から176万2,000円、後期高齢者支援金等から173万5,000円、介護納付金から1,393万6,000円、保健事業費から56万円を減額をするものであります。

以上が平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

次に、議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,506万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,919万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に756万4,000円、支払い基金交付金に1,023万1,000円、県支出金に594万円、財産収入に2万5,000円、繰入金に1,130万円をそれぞれ収入に追加をするものでございます。

歳出につきましては、保険給付費に3,650万円、基金積立金に2万5,000円、地域支援事業費に4万円をそれぞれ追加し、総務費から150万5,000円を減額するものでございます。

以上が平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明となります。

次に、議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,438万4,000円に補正するものであります。補正予算の内容でございますが、歳入につきましては、一般会計繰入金を211万2,000円減額し、前年度繰越金に587万2,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費の人件費に12万円、公課費に4万円をそれぞれ追加するものであります。また、水質浄化センター費の修繕料に360万円を追加するものであります。これにつきましては、水質浄化センターの汚水ポンプ修繕に係る費用を計上するものであります。

以上が平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

次に、同じく議案第22号 平成27年度板倉町下水道事業会計補正予算、これについては第3号になるわけで



ありますが、それについてでございます。

本補正予算につきましては、予算第4条、資本的支出の第1項、建設改良費の既決予定額1億5,714万円に328万5,000円を追加するものでございます。この内容につきましては、第1浄水場、第5浄水場及び南浄水場のポンプ回転制御装置等の交換工事を実施するため、整備費に328万5,000円を追加するものでございます。

以上、平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

以上、議案第17号から議案第22号まで一括してご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第17号から議案第22号までの補正予算関係6議案は予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしてと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第22号までの6議案については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算について

議案第24号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第25号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第26号 平成28年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○議長（青木秀夫君） 次に、日程第32、議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算についてから日程第36、議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第23号から議案第27号まで、これは平成28年度の各会計の当初予算であります。したがって、一括して説明させていただき、また後ほどそれぞれ審査をいただきながらご決定賜ればというふうに思います。

初めに、議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、平成28年度板倉町一般会計予算について提案をするものであります。歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ64億2,200万円と定めております。庁舎建設工事に関する予算を計上しましたことから、前年度に対し、プラス10億7,200万円、20%ほどの大幅な増額となった予算でございます。

歳入予算の内訳といたしましては、町税17億6,463万9,000円、地方譲与税8,400万円、利子割交付金200万円、配当割交付金700万円、株式等譲渡所得割交付金300万円、地方消費税交付金2億3,800万円、ゴルフ場利用税交付金1,100万円、自動車取得税交付金1,600万円、地方特例交付金500万円、地方交付税12億円、交

通安全対策特別交付金180万円、分担金及び負担金4,798万9,000円、使用料及び手数料で6,861万3,000円、国庫支出金4億7,811万7,000円、県支出金4億2,699万9,000円、財産収入779万8,000円、寄附金4,000円、繰入金11億1,522万3,000円、繰越金1億5,000万円、諸収入5,681万8,000円、町債7億3,800万円となっております。

歳出予算の内訳といたしましては、議会費9,026万6,000円、総務費16億8,954万5,000円、民生費18億4,692万6,000円、衛生費7億865万1,000円、労働費24万8,000円、農林水産業費2億8,431万8,000円、商工費7,582万3,000円、土木費5億8,514万3,000円、消防費2億7,776万4,000円、教育費5億3,306万5,000円、災害復旧費は存目、公債費3億2,023万8,000円、諸支出金1万2,000円、予備費1,000万円となっております。

また、債務負担行為につきましては、庁舎建設工事に伴いまして、庁舎建設工事監理業務委託料、平成29年度2,625万円、庁舎建設工事費、平成29年度11億7,000万円を新たに加えております。その他、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりであります。

以上が平成28年度板倉町一般会計予算についてであります。

次に、議案第24号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,340万2,000円と定めるものでございまして、前年度対比2.0%の減額となっております。なお、減額の主な理由につきましては、歳入の後期高齢者医療保険料と歳出の総務費と後期高齢者医療連合納付金の減額によるものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料8,811万5,000円、繰入金4,518万円でございます。

次に、歳出の主なものについては、総務費167万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億2,862万5,000円、予備費300万円でございます。

以上が平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げたところであります。

次に、議案第25号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,967万9,000円と定めるものでございまして、前年度対比2.1%の増額となっております。なお、増額の主な理由につきましては、歳入では前期高齢者交付金と共同事業交付金、歳出では保険給付費と共同事業拠出金の増額によるものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税4億9,450万円、国庫支出金4億6,659万8,000円、前期高齢者交付金4億1,000万円、県支出金1億253万1,000円、共同事業交付金5億1,584万4,000円、繰入金1億8,733万5,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、保険給付費12億6,868万6,000円、後期高齢者支援金等2億8,949万円、介護納付金1億1,083万円、共同事業拠出金5億1,584万5,000円であります。

以上が平成28年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

次に、議案第26号 平成28年度板倉町介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、平成28年度板倉町介護保険特別会計予算の当初予算であります。歳入歳出予算の総額を12億2,853万4,000円と定めたところでございます。これは、前年度対比8,825万6,000円、7.7%の増額となっております。なお、増額の主な理由につきましては、要支援、要介護認定者の増加により、介護サービス利用者増による増額であります。

まず、歳入の主なものにつきましては、保険料2億4,469万9,000円、国庫支出金2億6,091万5,000円、支

払基金交付金 3 億 2,591 万 4,000 円、県支出金 1 億 7,250 万 4,000 円、繰入金 2 億 2,448 万 8,000 円でございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げますと、総務費 5,133 万 4,000 円、保険給付費 11 億 4,714 万 4,000 円、地域支援事業費 2,864 万 5,000 円、予備費 100 万円でございます。歳出の 93.4% は保険給付費が占めている状況であります。

以上が平成 28 年度板倉町介護保険特別会計予算についてでございます。

次に、議案第 27 号 平成 28 年度板倉町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、平成 28 年度下水道事業特別会計予算であります。本町の下水道事業は、平成 10 年 3 月 31 日より汚水処理を開始し、現在板倉ニュータウン区域の 218 ヘクタールのうち約半分弱、6 割、145 ヘクタールを供用いたしております。板倉ニュータウン区域 218 ヘクタールのうち約 145 ヘクタールを供用しております。平成 28 年度におきましても、引き続き公共用水域の水質保全のため、水質浄化センターの適正な維持管理を中心に予算を計上したところであります。

平成 28 年度の予算につきましては、総額 1 億 8,619 万円と定め、歳入につきましては使用料及び手数料 4,900 万 3,000 円、他会計からの繰入金 1 億 3,018 万 2,000 円。他会計とは、一般会計からの繰入金ということになります。1 億 3,018 万 2,000 円。繰越金 700 万円を見込み、計上いたしました。施設整備工事の予定は、とりあえずはございません。国庫補助金、県補助金及び町債等につきましては、存目程度といたしております。それぞれ 1,000 円ずつを計上いたしております。

次に、歳出につきましては、下水道費 8,510 万 1,000 円、公債費 9,808 万 9,000 円、予備費 300 万円を計上しております。

以上が平成 28 年度板倉町下水道事業特別会計予算についてでございます。

例年であれば、この後に水道事業ということがあるわけですが、企業団移行に伴い 4 特会となっております。

以上、議案第 23 号から議案第 27 号まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第 23 号から議案第 27 号までの平成 28 年度予算関係 5 議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することによりたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号から議案第 27 号までの 5 議案については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○陳情第 1 号 町道 3 1 8 3 号線外の拡幅整備について

陳情第 2 号 町道 3 1 2 3 号線の拡幅整備について

陳情第 3 号 町道 1 1 3 4 号線の拡幅整備について

陳情第 4 号 町道 5 0 9 0 号線の拡幅整備について

陳情第 5 号 町道 2 3 2 9 号線の拡幅整備について

○議長（青木秀夫君） 日程第37、陳情第1号 町道3183号線外の拡幅整備についてから日程第41、陳情第5号 町道2329号線の拡幅整備についてまでの5議案は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号から陳情第5号までの5議案は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（青木秀夫君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす午前9時から一般質問を行います。

散 会 （午前11時27分）